

東京土地家屋調査士政治連盟 役員選任規則

目 次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 役員選挙管理委員会（第7条～第14条）
- 第3章 選任の手續（第15条～第16条）
- 第4章 選挙（第17条～第20条）
- 第5章 補足（第21条）
- 付録様式

第 1 章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、東京土地家屋調査士政治連盟（以下「東調政連」という。）規約（以下「規約」という。）第6条に規定する役員を公正かつ円滑に選任することを目的とし、規約第7条により必要な事項を定める。

（選任する役員の数及び推薦の区分等）

第2条 選任する役員のうち、会長及び幹事長を除く役員については、次の区分によるブロック協議会（以下「ブロック」という。）ごとに選出すべき候補者の数を定める。

① 副会長の選出

- ア 中央・城東・城西・城南・城北ブロック（以下「区部ブロック」という。）から1名
- イ 多摩ブロックから1名

② 副幹事長の選出

副幹事長は、区部ブロックからそれぞれ1名、多摩ブロックから2名
ただし、その他に3名以内を会長が指名することができる。

③ 会計責任者等の選出

会計責任者及び会計責任者職務代行者については、区部ブロック及び多摩ブロックからそれぞれ1名選出するものとする。

④ 監事の選出

監事は2名とし、輪番制による2のブロックからそれぞれ1名を、規約第7条第7項に規定する監事の職務を代理する者は、輪番制によるブロックから1名を、それぞれ当該ブロックに所属する東調政連の会員のうちから推薦する。

（選任の方法）

第3条 会長は、推薦により大会において選任する。

ただし、推薦候補者が複数のときは、選挙により選任する。

2 幹事長は、前項において新たに選任された会長の推薦により大会において選任する。

- 3 副会長、副幹事長、会計責任者及び会計責任者職務代行者は、ブロックが選出した候補者（以下「選考候補者」という。）を大会に諮り選任する。
- 4 監事は、前条第4号により選出した候補者を大会に諮り選任する。

（推薦の要件）

第4条 会長は、次の各号のいずれかの推薦を受けた者とする。

- (1) 所属するブロックの推薦を受けた者
- (2) 幹部会の推薦を受けた者

（選考候補者の届出）

第5条 ブロックは、第2条による選考候補者を候補者届出書（付録第1号様式）により役員選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 2 ブロック及び幹部会は、前条による推薦候補者を候補者届出書により役員選挙管理委員会に届け出なければならない。

ただし、ブロックからの推薦候補者が無いときは、役員選挙管理委員会委員長は幹部会にその旨を報告しなければならない。

- 3 前項により報告を受けた同幹部会は、会長、副会長及び副幹事長を推薦しなければならない。
- 4 ブロックは、第2条で定めた数を超えて届け出ることはいできない。

（候補重複の禁止）

第6条 役職の一つに候補となった者は、重ねて他の役職の候補となることができない。

第2章 役員選挙管理委員会

（役員選挙管理委員会）

第7条 役員の選任に関する事務を行うため、役員選挙管理委員会（以下「選管」という。）を置く。

（選管の組織）

第8条 選管は、選管委員（以下「委員」という。）7名以内をもって組織する。

- 2 委員は、役員改選のある大会開催日の2か月以前に、幹部会の承認を得て会長が任命する。
- 3 委員が役員の候補者となったときは、その資格を喪失する。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 選管は、委員長が招集する。ただし、最初に開かれる選管は、会長が招集する。

（選管の議決）

第9条 選管の議決は、委員の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。

- 2 会長及び幹事長は、選管に出席し、意見を述べることができる。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、就任後最初に開かれた大会の終結の時までとする。

(選管の職務)

第11条 選管は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 推薦及び選考に関する告示
- (2) 推薦候補者及び選考候補者の届出書の受理
- (3) 当選者及び選考候補者の大会における議長（以下「議長」という。）への報告
- (4) その他役員の選任に関して必要な事項

(役員の選任及び候補者に関する告示)

第12条 選管は、役員の選任及び候補者に関する事項を選管の事務所内に掲示して告示するものとする。

2 役員の選任に関しては次の事項を告示する。

- (1) 選任する役員の数
- (2) 推薦候補者及び選考候補者の届出期間及び場所
- (3) その他役員の選任につき選管委員会が必要と認めた事項

3 候補者に関しては次の事項を告示する。

- (1) 届出のあった推薦候補者の氏名及び推薦区分
- (2) 届出のあった選考候補者の氏名及び所属ブロック

4 選管は推薦候補者の届出書及び選考候補者の届出書を受理したときは、遅滞なくこれを告示し、推薦候補者にはその旨を通知するものとする。

5 選管は、前項による告示をしたときは、遅滞なくこれを幹部会並びに各ブロックに通知するものとする。

(告示の時期)

第13条 役員の選任に関する告示は、役員を選任する大会開催日の1か月前までにするものとする。

(事務局)

第14条 選管の事務局は、東調政連の事務所に置き、選管の事務を補助させるため、事務局を置く。

2 事務長は、委員長が指名する。

第 3 章 選 任 の 手 続

(議長への報告)

第15条 選管委員長は、会長及び幹事長の当選者が確定したときは、大会議場において、選任手続が終了したことを告知し、当選者の役職及び氏名を書面により議長に報告しなければならない。

2 選管委員長は、届け出のあった選考候補者の氏名及び所属ブロック等を書面により議長に報告しなければならない。

(選任の効力)

第16条 役員選任の効力は、会長及び幹事長については、選管委員長の報告に基づき、議長が大会に当選者として、役職及び氏名を告知した時に、また、選考候補者については、大会において議決された時に生ずる。

第 4 章 選 挙

(選挙権者)

第17条 第3条第1項ただし書による選挙権者は、大会に出席している大会の構成員とする。

(選挙の事務)

第18条 選管は、次の各号の事務を行う。

- (1) 投票、開票の管理
- (2) 当選者の確定
- (3) その他、選挙事務の管理に必要と認められた事項

(選挙の方法)

第19条 投票は無記名とし、各用紙に各1名を記名する方法とする。

(当選者の決定)

第20条 最多得票者を当選者とする。ただし、得票数が同数の場合は、その者のみでくじ引きにより確定する。

第 5 章 補 則

(規則の改廃)

第21条 この規則の改廃は、大会の決議による。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(付録第 1 号様式)

推 薦 ・ 選 考 候 補 者 届 出 書

推 薦 する 役 職 名	
所 属 地 区	地 区
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日生
事 務 所 所 在 地	TEL () —
登 録 年 月 日 及 び 番 号	昭和・平成 年 月 日登録 登録第 号
備 考	

東京土地家屋調査士政治連盟の役員に上記のとおり推薦いたします。

平成 年 月 日

_____ブロック協議会
幹 部 会

代 表 _____ ⑩

東京土地家屋調査士政治連盟

役員選挙管理委員会 御 中